

神戸野田高等学校 いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

本校は、「質実剛健にして進取の気性をもて」という建学の精神のもと、自己を高める「心」の教育と時代の先を予見した「自立」のための教育を行っている。生徒一人ひとりに丁寧な指導を心がけ、才能と可能性を伸ばす教育を実践し、社会に貢献出来る、健全な人材の育成を目標としている。

全ての生徒が様々な活動に取り組む中で有意義で充実した日々を送り、安心して学校生活を過ごすことができるよういじめ防止に向け、「いじめを許さない学校づくり」を推進する。

「いじめ防止基本方針」に則り、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかな解決に努める。

2 基本的な考え方

本校は、創立90周年を迎え、伝統の上にさらなる発展・飛躍を目指している。平成23年度より男女共学化となり、以降コースの改編、カリキュラムの見直しなど大きな学校改革を進めている。そんな中で創立以来大切にしてきた「心」の教育を基本にしてこころ豊かでバランスのとれた人間性の育成を図っていく。

いじめは人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長・人格形成に深刻な影響を及ぼすだけでなく、時にはその生命、身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるもので、人として決して許される行為ではない。生徒たちが改めてそのことを確認し、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいく。いじめを許さない学校づくりを推進するため、指導体制を整え、いじめの防止に取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 校内組織・日常の指導体制

いじめの防止等に、より実効性の高い取組を実施するため、管理職を含む複数の教職員や心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される「いじめ対策委員会」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの整備に当たる。

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。そのため日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努める。またいじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、常にアンテナを高く保ち生徒個人やクラス・クラブ等集団の雰囲気の変化、また生徒が発する危険信号などを敏感に察知できるよう、認知能力を向上させると共に、教職員通しの風通しをよくして情報を共有しいじめの早期発見、早期対応に努める。また、中学校との連携による配慮を要する生徒の情報共有を行うと共に、生徒が記入しやすい形態を工夫してアンケート調査や生活実態調査を定期的実施し早期発見につなげる。万一、いじめを発見した際は学級担任等が一人で抱え込むことがないよう、学年団・学校全体で組織的に情報共有体制をつくり、対応に当たる。

また、インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、いわゆるSNSでの誹謗中傷や犯罪行為の事例を用いていじめの問題点について考える等、情報モラル教育を充実させる。また、情報モラルに関する教職員の指導力向上や警察等の関係機関と連携した指導を行い、生徒、保護者への啓発に努める。

校内指導体制

「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、校長のリーダーシップのもと、いじめ問題への対応に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、委員会を中心として、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

いじめ対策委員会について

(1)委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導部長、特進部長、各学年主任、養護教諭で構成する。

※本案により、関係職員やスクールカウンセラーを入れて適宜編成する。また外部の関係機関との連携を図る。

(2)委員会の主な役割

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断

【組織図】

【いじめ対策委員会】

校長 教頭 生徒指導部長
特進部長 各学年主任(各学年長) 養護教諭

その他状況に応じて
生徒指導副部長・各学年副主任
学級担任・スクールカウンセラー等

いじめ発生時 緊急対応会議

【校内の連携】

部長主任会
生徒指導部会
特別支援委員会
人権教育委員会
カウンセリング委員会
PTA運営委員会

〈調査班〉

学年主任・副主任
(特進部長・学年長)
担任・学年・学年係
生徒指導部

〈対応班〉

学年主任・副主任
(特進部長・学年長)
担任・学年・学年係
生徒指導部
養護教諭

【関係機関との連携】

警察
少年サポートセンター
福祉事務所
こども家庭センター
法務局人権擁護課

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。そのためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

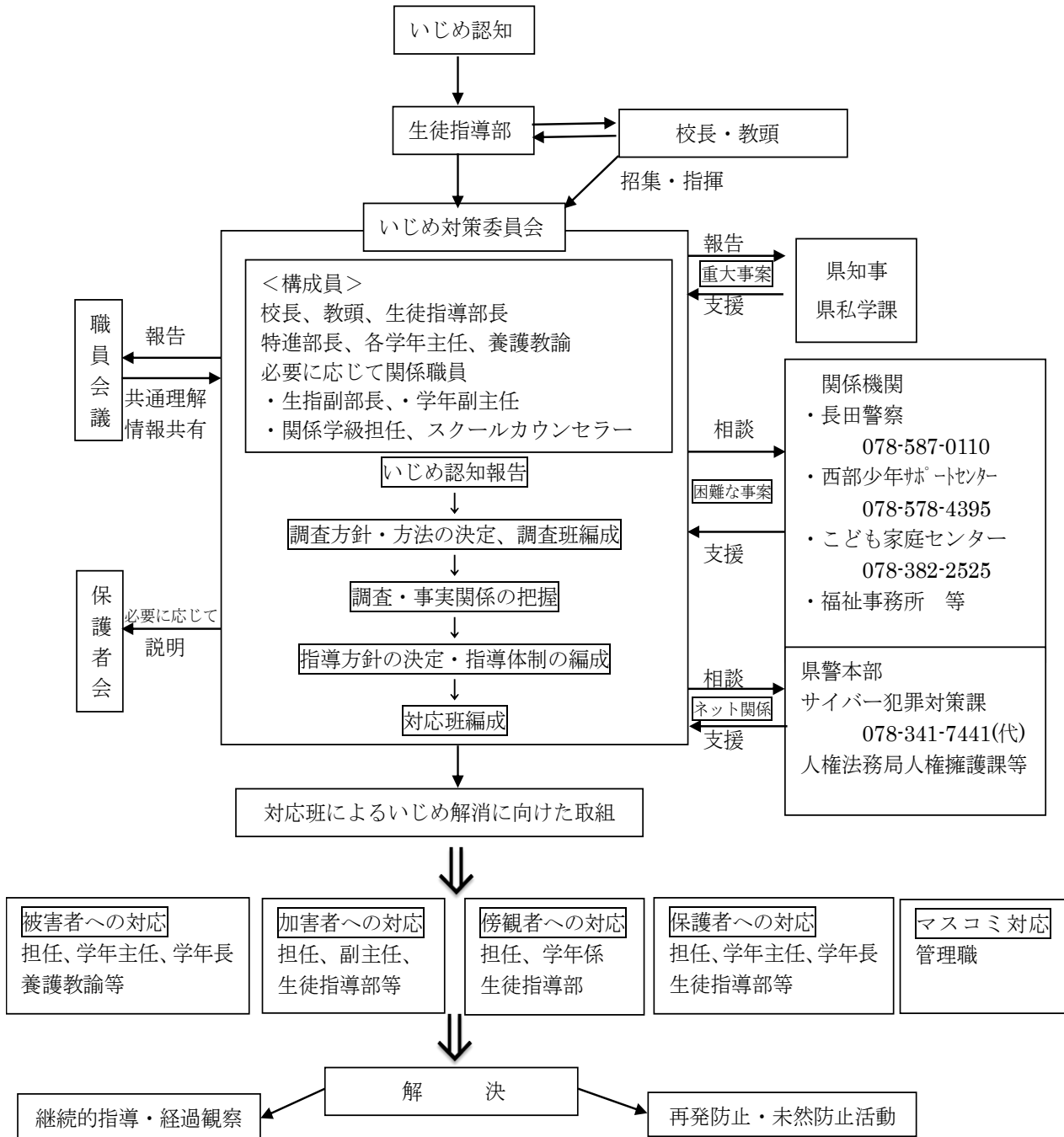
(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

まずはいじめ問題について全ての教職員が共通理解を図ることが重要である。必要に応じて校内研修を実施し、法令の理解や危機管理意識の向上により、いじめに対する対応能力を高めると共にいじめを予防するために有効な教育活動を検討する。本校の現状に合わせ、授業や特別活動、教員研修会などで心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用も検討する。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの兆候が見られた場合やいじめを認知した場合は、校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会を中心とした対応チームが、情報の収集、記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向け組織的対応する。

【組織的対応図】



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聴き取り、その内容については周辺生徒や第三者的な立場の生徒に確認を行う。
- ・必要に応じて、全学年あるいはクラス対象にアンケート調査（原則無記名）を実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

4 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている生徒の状況を正確に把握して判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った、深刻な精神性疾患を発症した、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

重大事態と判断した場合、直ちに、県知事に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対策委員会を中心に心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や関係機関と連携して調査し、事態の解決に当たる。

5 その他の事項

いじめ防止等についても、様々な機関と連携を図る必要があるため、策定した本方針については、本校のホームページで公開すると共に、学校評議員会、PTA運営委員会、保護者会など様々な機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、基本方針、組織や指導体制、年間計画など必要に応じて見直しを行う。

(平成29年4月改定)

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に対して教職員の共通理解を図る 教職員間の風通しをよくし、情報の共有を図る 教職員のいじめ認知能力やカウンセリングマインドの向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを許さない学校づくりを進める 人権教育（命の教育）を通じて自尊感情や他への思いやりの気持ちを育成する 「いじめ未然防止プログラム」を効果的に活用する。 学校行事を通じて思いやりの心の育成する 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談や三者面談で生活状況や意識を把握する 定例の生徒指導部会や学年会議でいじめの把握をする 各学年、担任、教科担当で情報交換を徹底する
4月	いじめ対策委員会 いじめ防止基本方針の見直し 年間計画立案	新入生オリエンテーション 1年生 人権・情報モラル講演会	級友理解・仲間作・学級づくり
5月	保護者向け啓発 PTA総会・学年懇談会	(1年生 防災教育) 2・3年生 人権・情報モラル講演会	
6月	事案発生時	(体育祭)	生徒指導部会 個別面談
7月		PTA合同交通安全指導 人権・いじめ対策等の学習 生徒指導部長講話	生活実態調査（いじめ） アンケート実施① 三者面談
8月		職員研修会	アンケート結果報告① 生徒指導部会
9月		(防災教育)	生徒指導部会
10月		(修学旅行・校外学習)	生徒指導部会
11月	いじめ対策委員会	(文化祭)	生徒指導部会
12月		生徒指導部長講話 人権・いじめ対策等の学習	生徒指導部会 三者面談
1月	職員会議	(防災教育)	生徒指導部会
2月			生徒指導部会 生活実態調査（いじめ） アンケート実施②
3月		いじめ対策委員会 本年度のまとめ	生徒指導部会 アンケート結果報告②